

浜松市営住宅長期空家解消に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。)及び浜松市営住宅条例施行規則(平成9年浜松市規則第73号。以下「規則」という。)に基づく市営住宅において、様々な理由により長期的に募集を停止している住宅について、募集停止の見直しを図り、住宅に困窮する市民に提供するための取扱いを定める。

(対象)

第2条 この要領において、対象となる住宅は前入居者退去後、2年以上入居者募集を行っていない住宅(以下「長期空家」という。)のうち、次に規定する住宅とする。

(1) 次の理由で政策的に募集を停止している住宅(以下「政策空家」という。)

ア 今後建替えや用途の廃止を予定している住宅(別表第1号)

イ 今後大規模な住戸改善工事を予定している住宅(別表第2号)

ウ ア又はイの移転者の受け入れを予定している住宅(別表第3号)

(2) 住宅において事故等が生じ、通常の入居募集に適さないと判断され、募集を停止している住宅(以下「事故部屋」という。)は、部屋の状況又は事故の状況等を考慮し、市長が認定するものとする。

(3) その他、前2号に該当しない住宅

(政策空家に関する入居募集)

第3条 政策空家の入居募集については、次のとおり定める。

(1) 政策空家は、需要、耐用年数、耐震性等を考慮し、予算の範囲内で募集を行う。

- (2) 募集については、定期募集に併せて行い、前号に規定する旨を表示する。
- (3) 入居者が決定した場合、入居者の決定後 3 月以内に修繕し、入居者に提供するものとする。
- 2 前条第 1 号イに規定する住宅については、改善工事終了後に速やかに募集するものとする。
- 3 前条第 1 号ウに規定する住宅については、予算の範囲内で修繕し、または住棟全体の個別改善を行い、速やかに募集するものとする。

(事故部屋に関する入居募集)

第 4 条 事故部屋の入居募集については、次のとおり定める。

- (1) 定期募集時または随時とし、予算の範囲内で修繕可能な部屋を募集するものとする。
- (2) 募集の際には、事故部屋であることを明記し、一般募集と別途募集する。
- (3) 市は、申込みがあった場合は、長期空家の経緯及び状況についての説明を文書などにより全てを明らかにした上で、入居希望者の意向を確認する。
- (4) 入居にあたっては、事故部屋であることを理由に住替えの要求や異議の申し立てを行わない旨の誓約書（第 1 号様式）を入居者に提出させる。
- (5) 入居者が決定した場合、入居者の決定後 3 ヶ月以内に修繕し、入居者に提供するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

理 由	戸数	団 地 名
第1号	48戸	松城団地
	56戸	鹿谷（市立東）団地
建替え又は 用途廃止予定	36戸	湖東団地（福祉住宅）
第2号	120戸	湖東団地（中層耐火構造）
	40戸	初生団地
改善工事予定		
第3号	16戸	蜷塚団地
	14戸	春日団地
改善等受入用		

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

誓 約 書

浜松市長

宛て

住所

氏名

私は、市営住宅 団地 棟 号室に入居するにあたり、下記に記載されたことに関して説明を受けましたので、入居後に意義を申し出ないことを誓約します。

記

- 1 事故部屋として取り扱われた理由
- 2 事故が生じた年月日
- 3 最後に入居していた世帯構成